

法人名	※ 整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号	令和 令和	年	月	日から 日まで

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業）を併せて行う法人									
資本金等の額 別表5の2下表3㉔又は㉓、㉕若しくは㉖	①	兆	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る 期末の従業者数	③	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②						期末の総従業者数	④	
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人									
月数按分後の資本金等の額 別表5の2㉑	⑤	兆	十億	百万	千	円	特定内国法人		
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4㉒	⑥						特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2㉕-同表㉖)/同表㉕	⑬	%
差引 ⑤-⑥	⑦						非課税事業を併せて行う法人		
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2㉗/同表㉘) 又は(⑦×別表5の2の2㉙/同表㉚)	⑧						国内における非課税事業に係る期末 の従業者数	⑭	人
再差引 ⑦-⑧	⑨						国内における事務所又は事業所の期 末の従業者数	⑮	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩								
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪								
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫								

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係						法附則第9条第1項関係										
資本金等の額 別表5の2下表3㉔	⑬	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1㉑	⑳	兆	十億	百万	千	円			
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑭						法附則第9条第1項に係る額 ⑳×2	㉑								
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係 る控除	⑮						法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項関係									
仮計 ⑬+⑭-⑮	⑯						月数按分後の資本金等の額 別表5の2㉑又は(⑯-⑰)	㉒	兆	十億	百万	千	円			
資本金の額 別表5の2下表1㉑	⑰						課税標準の特例に係る控除割合	㉓								
資本準備金の額	⑱						未収金の帳簿価額	㉔					円			
仮計 ⑰+⑱	㉒						総資産価額	㉕								
⑱と㉒のいずれか大きい額	㉓						課税標準の特例に係る控除額 (㉒×㉓)又は(㉒×㉔/㉕)	㉖	兆	十億	百万	千	円			
						法附則第9条第23項関係										
						資本金の額 別表5の2下表3㉔又は㉓	㉗	兆	十億	百万	千	円				
						政府の出資の額	㉘									
						法附則第9条第23項に係る額 ㉗-㉘	㉙									

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2㉑	㉑	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期 末の従業者数	㉒	人
外国の事業に係る控除額 ㉑×㉓/㉔	㉒						期末の総従業者数	㉓	
差引 ㉑-㉒	㉓						非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉓×㉕/㉖	㉔						国内における非課税事業又は収入金額 課税事業に係る期末の従業者数	㉕	人
控除額計 ㉒+㉔	㉕						国内における事務所又は事業所の期 末の従業者数	㉖	

法人名	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号	令和 令和	年 年	月 月	日から 日まで

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業）を併せて行う法人									
資本金等の額 別表5の2下表3㉔又は㉓、㉕若しくは㉖	①	兆	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る 期末の従業者数	③	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②						期末の総従業者数	④	
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人									
月数按分後の資本金等の額 別表5の2㉑	⑤	兆	十億	百万	千	円	特定内国法人		
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4㉒	⑥						特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2㉕-同表㉖)/同表㉕	⑬	%
差引 ⑤-⑥	⑦						非課税事業を併せて行う法人		
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2㉗/同表㉘) 又は(⑦×別表5の2の2㉙/同表㉚)	⑧						国内における非課税事業に係る期末 の従業者数	⑭	人
再差引 ⑦-⑧	⑨						国内における事務所又は事業所の期 末の従業者数	⑮	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩								
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪								
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫								

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係						法附則第9条第1項関係										
資本金等の額 別表5の2下表3㉔	⑬	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑳	兆	十億	百万	千	円			
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑭						法附則第9条第1項に係る額 ⑳×2	㉑								
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係 る控除	⑮						法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項関係									
仮計 ⑬+⑭-⑮	⑯						月数按分後の資本金等の額 別表5の2㉑又は(⑯-⑰)	㉒	兆	十億	百万	千	円			
資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑰						課税標準の特例に係る控除割合	㉓								
資本準備金の額	⑱						未収金の帳簿価額	㉔					円			
仮計 ⑰+⑱	㉑						総資産価額	㉕								
⑱と㉑のいずれか大きい額	㉒						課税標準の特例に係る控除額 (㉒×㉓)又は(㉒×㉔/㉕)	㉖	兆	十億	百万	千	円			
						法附則第9条第23項関係										
						資本金の額 別表5の2下表3㉔又は㉓	㉗	兆	十億	百万	千	円				
						政府の出資の額	㉘									
						法附則第9条第23項に係る額 ㉗-㉘	㉙									

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2㉑	㉑	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期 末の従業者数	㉒	人
外国の事業に係る控除額 ㉑×㉓/㉔	㉒						期末の総従業者数	㉓	
差引 ㉑-㉒	㉓						非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉓×㉕/㉖	㉔						国内における非課税事業又は収入金額 課税事業に係る期末の従業者数	㉕	人
控除額計 ㉒+㉔	㉕						国内における事務所又は事業所の期 末の従業者数	㉖	